

令和7年度 国民健康保険税諸率表

税率表

		所得割率 (加入者ごと)	均等割額 (加入者ごと)	平等割額 (世帯ごと)	課税限度額 (世帯ごと)
～39歳 65歳～74歳		9.00 %	26,000 円	29,000 円	920,000 円
40～64歳 (※介護分を含みます)		10.60 %	37,000 円	29,000 円	1,090,000 円
内 訳	医療分	6.50 %	19,000 円	21,000 円	660,000 円
	後期支援分	2.50 %	7,000 円	8,000 円	260,000 円
	介護分(40～64歳)	1.60 %	11,000 円	0 円	170,000 円

年間の国民健康保険税の算出方法は、以下のとおりです

国民健康保険税額 (年間) =

所得割
(前年の所得金額－43万円)×所得割率
※加入者ごとに計算

+

均等割
 $26,000円 \times (\sim 39、65\sim 74歳)の加入者数$
+
 $37,000円 \times (40\sim 64歳)の加入者数$

+

平等割
29,000円

世帯主と被保険者(加入者)の所得の合計が下の表に当てはまる場合、均等割・平等割が軽減されます。

軽減割合	適用条件 (令和7年4月1日時点)
7割軽減	世帯主と被保険者(加入者)の総所得金額が 43万円 + 10万円 × (給与所得者等(※1)の数－1) 以下
5割軽減	世帯主と被保険者(加入者)の総所得金額が 43万円 + 30.5万円 × (被保険者数(※2)) + 10万円 × (給与所得者等(※1)の数－1) 以下
2割軽減	世帯主と被保険者(加入者)の総所得金額が 43万円 + 56万円 × (被保険者数(※2)) + 10万円 × (給与所得者等(※1)の数－1) 以下

※1 給与所得者等とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金所得者(65歳未満の場合は公的年金等収入が60万円超、65歳以上の場合は公的年金等収入が125万円(年金特別控除15万円を含む)超)の方を指します。

※2 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方(特定同一世帯所属者)も含まれます。

※ 軽減判定の基準となる所得には擬制世帯主の所得も含まれます。

※ 賦課期日である4月1日現在の世帯状況で判定します。年度途中で被保険者が異動しても4月1日現在の判定のままです。ただし、世帯主の異動があった場合は、その月を基準として判定をし直します。

※ 同じ世帯の国保被保険者が後期高齢者医療制度(75歳以上の方)に移行することにより、同一世帯に国保被保険者が1人の世帯(特定世帯)となる場合、対象となってから5年間は平等割額が2分の1に、その後の3年間は「特定継続世帯」として4分の1を軽減します。

※ 令和4年度課税分から、未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までにある方)に係る均等割額の5割を軽減します。
上表の軽減割合が適用されている世帯は、軽減後の額から5割軽減となります。